附　則

この省令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分	号別月額	［略］	90号	91号	92号	［略］	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	101号	［略］
			円 386,700	円 375,700	円 364,700		円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700	円 276,700	円 265,700	
国の地域別	アジア		コルカタ	重慶 瀋陽	広州 上海						スラバヤ チェンマイ 済州	メダン 釜山 セブ ダバオ ホーチミン	ダナン	ペナン	
	大洋州											シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド			
	北米			アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ					モントリオール	カルガリー トロント バンクーバー				
	中南米		レオン		レシフェ		リオデジャネイロ		クリチバ サンパウロ						
	欧州						エディンバラ サンクトペテルブルク	ユジノサハリンスク	ウラジオストク ハバロフスク	デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール	ミラノ バルセロナ マルセイユ				
	中東							ドバイ						イスタンブール	
	アフリカ														

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在動基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

別表（第一条関係）

一　大使館

区分	号別月額	［略］	76号	［略］	78号	79号
			円 540,700		円 518,700	円 507,700
国の地域別	アジア					
	大洋州					
	北米					
	中南米					ハイチ
	欧州					ウクライナ
	中東				アフガニスタン	
	アフリカ		ジブチ		コートジボワール	アンゴラ カメルーン ナイジェリア

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在動基本手当の月額が基

二　総領事館

区分	号別月額	［同上］	90号	91号	92号	［同上］	94号	95号	96号	97号	98号	99号	100号	101号	［同上］
			円 386,700	円 375,700	円 364,700		円 342,700	円 331,700	円 320,700	円 309,700	円 298,700	円 287,700	円 276,700	円 265,700	
国の地域別	アジア		コルカタ	重慶 瀋陽	広州 上海						スラバヤ チェンマイ 済州	メダン 釜山 セブ ダバオ ホーチミン	ダナン	ペナン	
	大洋州											シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド			
	北米			アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ					モントリオール	カルガリー トロント バンクーバー				
	中南米				レシフェ レオン		リオデジャネイロ		クリチバ サンパウロ						
	欧州			サンクトペテルブルク	ユジノサハリンスク		ウラジオストク ハバロフスク		エディンバラ		デュッセルドルフ ミュンヘン	ミラノ バルセロナ ハンブルク フランクフルト ストラスブール	マルセイユ		
	中東							ドバイ					イスタンブール		
	アフリカ														

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在動基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

別表（第一条関係）

一　大使館

区分	号別月額	［同上］	76号	［同上］	78号	79号
			円 540,700		円 518,700	円 507,700
国の地域別	アジア					
	大洋州					
	北米					
	中南米				ベネズエラ	ハイチ
	欧州					ウクライナ
	中東				アフガニスタン	
	アフリカ		アンゴラ ジブチ ナイジェリア		コートジボワール	カメルーン

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在動基本手当の月額が基